

○動物衛生に係る証明を要する可能性がある養殖水産物

魚類	対象疾病
アユ	流行性潰瘍症候群(EUS)
ウナギ	流行性潰瘍症候群(EUS)
ギンザケ	ウイルス性出血性敗血症(VHS) 伝染性サケ貧血症(ISA)
コイ	コイ春ウイルス血症(SVC) コイヘルペスウイルス(KHD)
ニジマス	流行性造血器壊死症(EHN) コイ春ウイルス血症(SVC) ウイルス性出血性敗血症(VHS) 伝染性サケ貧血症(ISA) 流行性潰瘍症候群(EUS) ギロダクチルス・サラリス症 サケ科魚類のアルファウイルス感染症
ヒラメ	ウイルス性出血性敗血症(VHS) マダイイリドウイルス(RSIV)
ブリ	ウイルス性出血性敗血症(VHS) マダイイリドウイルス(RSIV)
マサバ	ウイルス性出血性敗血症(VHS) マダイイリドウイルス(RSIV)
マダイ	ウイルス性出血性敗血症(VHS) マダイイリドウイルス(RSIV)

貝類	対象疾病
エゾアワビ	キセノハリオチス感染症
クロアワビ	キセノハリオチス感染症
トコブシ	キセノハリオチス感染症 アワビヘルペスウイルス感染症(AVG)
マガキ	パーキンサス・マリナス感染症
メガイアワビ	キセノハリオチス感染症

甲殻類	対象疾病
クルマエビ	タウラ症候群(TSV) イエローヘッド病(YHD) 壊死性肝臓炎(NHP) 伝染性皮下造血器壊死症 急性肝臓壊死症(AHPND) ホワイトスポット病(WSD)

※リストに掲載されていない水産物については、農林水産省水産安全室までお問い合わせください。